

被災者生活支援 課題と取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組
1. 避難所等の生活改善	1. 避難所（在宅避難者を含む）の生活環境改善	【状況把握と対策の実行】 1. 状況把握 関係機関が実施している避難所調査結果の分析、現地対策本部等による聴取。 2. 対策と改善状況の確認 必要に応じて対策を県・市町村等に要請。また、制度に問題があれば、各省に検討を指示・依頼。
	2. 一時的移転の促進	・旅館・ホテルへの一時的移転を促進 移転済人数(6月30日現在) 25,273人
2. 避難所の早期解消	二次避難の促進	【二次避難を促進し、避難所を解消する】 1. 都道府県別・施設別 避難者数の把握 全国の自治体の協力を得て、施設別の避難者数を把握(6月30日現在)。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等 3 県の住宅等の戸数は 52,386 戸、その他の都道府県の住宅等への入居者は 30,420 人 ・その他の施設等 68,816 人 2. 住宅の提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 仮設住宅 ・8 月前半までの必要戸数の完成に向け、進捗管理等を実施。 完成戸数(7月14日現在) 38,600 戸 (2) 民間賃貸住宅の借上げ 入居済戸数(7月13日現在) 42,780 戸 (3) 公営住宅等 入居決定済み戸数(7月11日現在) ・公営住宅等 6,232 戸

		・国の宿舍等 7,551 戸
3. 必要な情報の提供	情報の不足	<p>【内閣広報官と協力し、情報を提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸HP、壁新聞(第14号、6月22日発行)等政府広報を実施。 ・「生活支援ハンドブック」(Vol.1:4月28日、Vol.2:6月20日)、「生活再建・事業再建ハンドブック」(5月12日)、パンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」(4月26日)、「被災者へのお知らせ」(6月8日)等を提供。 ・各種機関・団体による被災者向けの相談情報を当チームのHPに掲載。
【参考：解消済】 物資の調達・配送	物資の不足と物流の滞り	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への物資の調達・配送を行っていたが、4月21日以降国から県へ移行した。当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応。

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組
1. インフラ等の早期復旧	公共インフラ等の応急復旧	<p>【状況の把握と復旧の促進】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害・復旧状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の状況を整理し、当チームHP等で公表中(災害廃棄物処理及び仮設住宅、交通、ライフライン、その他基盤)。 2. 各府省での取組みを調整 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の迅速な処理に向け、国レベルでの総合調整を実施。避難所や住宅地の近傍にある災害廃棄物を8月末までに概ね撤去する方針。 ・公共インフラ等の応急復旧につき、必要となる各省調整を実施。
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【各府省での取組みを調整・促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1、フェーズ2を取りまとめ。復旧事業、雇用創出基金事業等により被災者等の就労を促進。

	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁にて、被災中小企業向け支援策を充実し、それをまとめたガイドブックを作成。 ・ 農林水産省において、農業、漁業の早期再開に向けた農業者及び漁業者の取組みに対する支援措置等を実施。
--	---------	--

Ⅲ 対策の推進

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組												
1. 地方自治体への支援	1. 市町村役場機能の回復	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人の支援等</p> <p>国家公務員の派遣(7月4日現在) 420名、延べ約48,400名</p> <p>地方公務員の派遣の斡旋(7月11日現在) 1,231名(派遣決定)</p> <p>※上記以外に各都道府県、各市町村が独自の派遣を実施。</p> <p>2. 役場機能の応急復旧</p> <p>・ 被災した市役所・町村役場の概況 (5月16日現在)</p> <table border="1" data-bbox="821 1261 1434 1673"> <thead> <tr> <th></th> <th>役場が被害を受けた市町村数</th> <th>現在の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手</td> <td>9</td> <td>現庁舎 6 プレハブ 2 他の公共施設 1</td> </tr> <tr> <td>宮城</td> <td>4</td> <td>現庁舎 1 プレハブ 2 他の公共施設 1</td> </tr> <tr> <td>福島</td> <td>13</td> <td>他の公共施設 5 区域外に移転 8</td> </tr> </tbody> </table>		役場が被害を受けた市町村数	現在の状況	岩手	9	現庁舎 6 プレハブ 2 他の公共施設 1	宮城	4	現庁舎 1 プレハブ 2 他の公共施設 1	福島	13	他の公共施設 5 区域外に移転 8
		役場が被害を受けた市町村数	現在の状況											
岩手	9	現庁舎 6 プレハブ 2 他の公共施設 1												
宮城	4	現庁舎 1 プレハブ 2 他の公共施設 1												
福島	13	他の公共施設 5 区域外に移転 8												
2. 役場を移転した市町村への支援	<p>1. 総務省と被災者生活支援チームの窓口で、相談に応じている。</p> <p>2. 関係市町村、福島県及び国との間で、原子力被災市町村の行政のあり方に関する意見交換を実施(6月4日、7月4日、11日)するなど、避難住民に対し行政サービスを的確に提供するための仕組み等に</p>													

		<p>ついて検討し、今国会に新法を提出予定。</p>
	3. 避難者の所在の把握	<p>1. 「全国避難者情報システム」により、全国の市区町村において、避難者からの情報提供を受付中。これまでに87,515人分の情報提供があった（7月6日現在）。</p> <p>2. 福島県双葉郡支援センターによる双葉郡8町村住民の所在確認割合が96%となった（5月21日現在）。</p> <p>3. 都道府県別・施設別避難者数を把握している。（再掲）</p>
	4. 各種の制度改正、運用の弾力化	<p>1. 地方自治体からの要望に応え、制度改正や運用の弾力化を実施。</p> <p>2. 県、市町村職員向けに、特例措置を解説した資料を作成し、配布した。あわせて説明会も開催（5月16～18日 岩手県内、6月6日 宮城県内）。</p>
2. 政府内での対策管理	1. 課題と対策の全体像の提示	<p>1. 「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」を、5月20日、緊急災害対策本部決定。本格的な復興の取組段階に至るまでの当面3か月程度の間、国が取り組んでいく施策を取りまとめた。</p> <p>2. この取組方針を、地方自治体及び関係者の協力を得て着実に実行するため、市町村との意見交換を実施。</p> <p>6月11日 岩手県内 6月17、18日 岩手・宮城県内 7月9日 岩手県内</p>
	2. 各府省との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議等に対応）。
	3. 国民に向けた広報	<ul style="list-style-type: none"> ・官邸、当チーム、各府省のHP及び広報等により情報を提供。